

平成 28 年度南極地域活動計画確認検討委員会 議事概要

(日時及び出席者)

開催日時：平成 28 年 9 月 28 日 13 時 30 分～14 時 55 分

場 所：環境省第 1 会議室（中央合同庁舎 5 号館 22 階）

出席者：委員

齋藤孝基 東京大学名誉教授

星野一昭 鹿児島大学かごしま COC センター特任教授

増澤武弘 静岡大学理学部客員教授

山内 恭 国立極地研究所特任教授

吉田栄夫 (公財)日本極地研究振興会理事長

オブザーバー

宮脇美穂 文部科学省研究開発局海洋地球課極域研究振興係長

勝田 豊 国立極地研究所南極観測センター設営業務担当マネージャー

柏木隆宏 国立極地研究所南極観測センター研究支援チーム

環境省（事務局）

奥田直久 自然環境局自然環境計画課長（議長）

中野彰子 自然環境局自然環境計画課課長補佐

竹原真理 自然環境局自然環境計画課係員

(議 事 記 録)

開 会 環境省より確認検討委員会開始の挨拶のあと、各委員の挨拶。

環境省自然環境局自然環境計画課 奥田課長（議長）挨拶。

議題 1 第 58 次南極地域観測隊活動計画確認申請書について

（資料 1 制限行為に関連する活動計画について、事務局が説明）

事 務 局 活動計画総数は 87 計画。制限行為に係る活動計画総数は 44 計画。44 計画のうち主な制限行為に係る活動について説明。

星野委員 制限行為に係る活動が全部で 44 計画のうち、説明対象とした計画はどのような基準で選定したのか。

事 務 局 主に新規の活動や影響の大きさ等を事務局で検討のうえ選定し、資料 1 で説明した。

吉田委員 資料 1 で「鉱物資源活動」という表現が使われているが、南極条約環境保護議定書で 50 年間は鉱物資源活動が禁止されている。ただ、科学的調査は鉱物資源活動から除かれてい

る。そのため、科学的調査である旨記載しなければ、資源を目的とした活動であると誤解を招くのではないか。

星野委員 法律でも鉱物資源活動は禁止しているが、科学的調査であってその結果を公表するものはその限りでないといわれている。

事務局 法律上の制限行為であるということを表す意味で「鉱物資源活動」という表現を使った。ただ、今回申請のあった4件の活動については、すべて科学的調査であるということを確認している。

増澤委員 2ページにある「在来植物の除去又は損傷 及び鉱物資源活動 」については、ラングホブデから生物試料等を採取するとあるが、植物をそれほど大量に採取してよいのか。また、3ページにある「在来植物の除去又は損傷 」では、ラングホブデの永久コドラードから蘚類及び藻類を採取するのか。コドラート内は、モニタリングされていて採取はできないはず。

極地研 「在来植物の除去又は損傷 及び鉱物資源活動 」については、約90%の水を含む重量を示しており、採取量が大きくなっているが、念のため数字に誤りがないか確認する。また、永久コドラード内からの採取の有無についても確認する。

山内委員 4ページの外国との共同研究について、日本人の活動については日本政府が確認を実施するのか。

極地研 ケースにより異なるが、今回は英国から日本で許可を取ってほしいと言われたため申請をしている。他には、ノルウェーとの共同研究を行う案件もあるが、主催者であるノルウェーが日本人も含めて許可している。

山内委員 日本の観測隊に外国人が参加する場合は、どのように対応しているのか。

極地研 観測隊の場合、外国人も含め日本で確認申請をしている。

増澤委員 英国との共同研究で顕花植物を採取するとあるが、何を採取するのか。考えられるのはミドリナデシコくらいだが、何のために採取するのかも興味深い。

極地研 クマムシの研究者なので、植物自体というよりもクマムシのような微小動物の調査のための採取だろう。

事務局 吉田委員から指摘のあった鉱物資源活動について、補足する。本年開催されたATCM(南極条約協議国会議)では、米国から鉱物資源活動の禁止の継続にむけた決議が発案され、日本も共同提案国となった。事務局でも鉱物資源活動の禁止の意義について認識している。

議長 資料1での制限行為の表現は、あくまで整理上の表現ではあるが、科学調査を目的とした鉱物資源活動であることが誤解のなく分かるように表現を検討したい。

星野委員 参考資料3の「継続」とはどのような意味か。1年以上にまたがって行われる活動で、既に許可されている活動は今回の検討対象に含まないとのことか。

事務局 過去の隊次で実施されたことがある活動を「継続」としている。確認は各隊にとっており、本日の検討委員会で検討いただく活動には、既に確認されている活動は含まない。

(資料2 建設工事等に関連する活動計画について、事務局が説明。)

齋藤委員 工事に携わる人数は何人くらいか。

極地研 同時並行で複数の工事を行うため、工事により異なる。建設等のプロは2、3人で、その他は、手の空いた隊員が手伝っている。これまでの経験から工事に必要な人日は把握しており、毎年1500人日程度。また、しらせの接岸状況次第では、自衛隊が手伝うときもある。

山内委員 情報処理棟天窓工事や福島ケルンの修復も環境影響評価を行っているのか。

極地研 建物については、環境影響評価をすべて実施している。また、福島ケルンは史跡記念物に指定されているため、環境影響評価を行った。

星野委員 コンクリートミキサの洗浄水は、どのように廃棄するのか。海へ排出するのか。

極地研 ドラム缶に排水を入れ、浮遊物が沈殿後、透視度を確認し上澄みの水を水汲み沢に廃棄している。

山内委員 現在ある短波レーダーは撤去するのか。

極地研 エLEMENTが老朽化しているため、ELEMENTを撤去しワイヤー状のものに張り替えるが、タワーは既存のものを残す。

齋藤委員 クレーンを扱うのは専門家ではないということだが、危険はないのか。

極地研 事故例集を作成し、ヒヤリハットを共有している。

議長 制限行為の表現の検討や、一部の制限行為について内容を確認することと指示をいただいたが、活動自体について「確認すべきではない」という意見はあるか。

委員 問題ないと考えている。

議長 第58次南極地域観測隊の活動計画について「確認すべきでない」旨の意見はなかった。宿題となった事項を確認し、チェックを行った上で特段の問題がなければ計画どおり確認を行うという方向で審査を進めたい。

議題2 その他

(環境省職員による現地調査報告について、資料3を事務局が説明。)

山内委員 環境省の調査は、議題1で検討した活動に含まれるのか。

事務局 環境省職員が同行する活動については、議題1の人数に含めている。

星野委員 環境省職員が便宜的に観測隊と一体に活動するため、一緒に扱っているということか。

事務局 観測隊と行動を共にするものは58次隊の活動の中に含めている。一方で、環境省だけで実施する法令遵守の確認については別途環境省内で確認申請を行っている。

吉田委員 環境実態把握モニタリング調査については、別の検討委員会でいろいろ指摘されているところがあると思うので、改善されているか確認してほしい。

星野委員 直近の担当者が確認した際の注意点等で、今回特に注目した確認したいと考えている事項は何か。

事務局 56次隊に担当者が同行した際には、夏期宿舎の排水管が凍結して破裂するということがあった。そのため、夏期宿舎の汚水処理の状況について特に確認したいと考えている。

極地研 補足すると、夏期宿舎の排水管は断熱してはいるものの、凍結することがたびたびあった。そのため、今回汚水処理装置を建物の近くに移設し配水管の距離を短くする予定である。58次夏隊が去ったあと移設する段取りである。

星野委員 パイプの長さはどれくらいなのか。

極地研 現在は200～300m程度であるが、今回数メートル近くに移設する。

増澤委員 焼却炉の状況はどうなっているのか。

極地研 問題なく稼働しているが、来年入れ替える予定である。

閉会 奥田議長から閉会の挨拶

以上